

## 和洋女子大学紀要投稿要領

**第1条** 投稿者（共同研究の場合は研究代表者）は、本学の専任教職員、名誉教授、客員教授、客員講師、客員研究員、大学院生（前年度の修了生を含む。）、研究生に限る。共同研究や、和洋女子大学紀要委員会（以下、「委員会」という。）が依頼した執筆者にあつては、上記以外の者を含めることができる。

**第2条** 原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表やそれに伴う印刷物等の場合は、この限りではない。インターネットで公表したものは原則既発表とみなす。

**第3条** 投稿は、単独での執筆及び複数名での執筆におけるファーストオーサーのみ原則1名につき1件とする。ただし、教育振興支援助成報告との重複投稿はできるものとする。

**第4条** 投稿予定者は、委員会が指定する期日までに和洋女子大学紀要執筆申込書、和洋女子大学投稿論文付票を添付した原稿を提出する。

**第5条** 原稿の種類は、以下の5種類とする。

- (1) 学術論文：独創的な研究で、新しい知見や価値ある結論を有するものとする。
- (2) 研究ノート：学術論文に準ずるもので断片的ではあっても、新しい知見が含まれているもの。
- (3) 資料：調査、統計、実験などによる結果であつて、研究資料として有益なもの。
- (4) 報告：研究動向、実践活動等報告として有益なもの。
- (5) その他：委員会で認めたもの。

2 学術論文は2名による査読審査を行う。

**第6条** 原稿は、「和洋女子大学人を対象とする研究に関する倫理規程」及び「和洋女子大学動物実験等管理規程」「和洋女子大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「和洋女子大学紀要に関する著作権の取り扱いに関する規程」「和洋女子大学学術リポジトリ規程」を遵守するものとする。

2 「和洋女子大学学術リポジトリ規程」第4条に定める承諾書については、和洋女子大学紀要執筆申込書で代替することができる。

**第7条** 原稿の書式は、以下のとおりとする。

- (1) 原則として、次の順で、記載をする。

題目（和文・英文）、氏名（和文・英文）、要旨（和文又は英文）、キーワード（英文・和文5ワード以内）を記載し図表、写真、文献一覧等を含めて12枚以内とする。

横書：47字×39行×12枚以内

縦書：34字×25行×2段×12枚以内

- (2) 原稿はフォーマットに準じて作成を行う。

- (3) 割付けた図表、写真が小さい場合は拡大した図表、写真を別添する。

**第8条** 掲載の可否の決定及び編集は、査読者の意見に基づいて委員会が行う。その手続きは、別に定める。

**第9条** 和洋女子大学紀要は、和洋女子大学学術リポジトリに登録し、公開する。抜刷については、別に定める。

**第10条** この要領の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、平成20年10月27日から制定施行する。

附 則

和洋女子大学紀要投稿内規は、平成20年10月28日にて廃止とする。

附 則

この要領は、平成21年7月21日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月19日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月19日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月18日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、2021年4月1日から改正施行する。